

新

農業農村整備事業
総合評価落札方式（業務方針提案型）
評価ガイドライン

（平成30年度版）

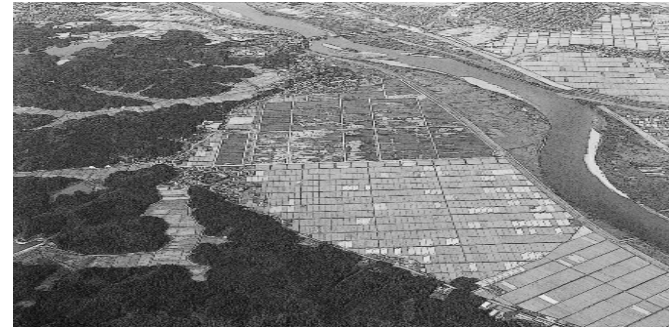


平成30年4月
秋田県農林水産部

旧

農業農村整備事業
総合評価落札方式（業務方針提案型）
評価ガイドライン（案）

（平成29年度版）



平成29年4月
秋田県農林水産部

新

目 次

1 総合評価落札方式の概要	1
（1）評価の方法	1
（2）業務方針提案型	1
（3）委託業務の選定方式	2
2 事務手続きフロー	3
3 総合評価点の算定	5
（1）配点	5
（2）技術評価点	5
（3）調査基準価格	6
（4）価格評価点	6
4 技術評価項目及び配点	7
（1）技術評価項目及び配点	7
（2）業務提案の評価方法	7
5 技術資料の作成	8
（1）入札参加時	8
（2）記載内容に関する留意事項	8
6 技術評価項目に関する評価基準	10
（1）業務方針の所見	10
（2）企業の評価	12
（3）配置予定技術者の評価	20
7 業務方針提案型 発注見直し情報	30
8 業務方針提案型 参加要件標準	31
9 業務方針提案型 公告文(例)	32
10 提出様式	42
11 落札決定の通知	59
12 入札契約過程等の公表	60

旧

目 次

1 総合評価落札方式の概要	1
（1）評価の方法	1
（2）業務方針提案型	1
（3）委託業務の選定方式	2
2 事務手続きフロー	3
3 総合評価点の算定	5
（1）配点	5
（2）技術評価点	5
（3）調査基準価格	6
（4）価格評価点	6
4 技術評価項目及び配点	7
（1）技術評価項目及び配点	7
（2）業務提案の評価方法	7
5 技術資料の作成	8
（1）入札参加時	8
（2）記載内容に関する留意事項	8
6 技術評価項目に関する評価基準	10
（1）業務方針の所見	10
（2）企業の評価	12
（3）配置予定技術者の評価	20
7 業務方針提案型 発注見直し情報	28
8 業務方針提案型 参加要件標準	29
9 業務方針提案型 公告文(例)	30
10 提出様式	40
11 落札決定の通知	56
12 入札契約過程等の公表	57

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

4 技術評価項目及び配点

(1) 技術評価項目及び配点

技術評価項目及び配点については、表－2のとおりとする。

なお、囲み表記している番号（例えば、2-1 等）の評価項目は、「総合評価試行の手引き」と共通する評価項目及び評価基準である。

表－2 技術評価項目に関する評価基準

評価項目	配点	摘要
1 業務方針の所見	50.0	募集提案
1-1 地域との関わりに関する提案	15.0	最大提案数5
1-2 業務の遂行に関する提案	15.0	最大提案数5
1-3 特定のテーマに関する提案	20.0	最大提案数5
2 企業の評価	10.0	
<u>2-1</u> 企業の専門技術力(評価対象業務の優れた実績数)	2.0	
<u>2-2</u> 企業の技術力(平均点)	2.0	
<u>2-3</u> 担い手確保・育成への取組み(ワークライフバランス)	1.0	
<u>2-4</u> 担い手確保・育成への取組み(職業体験等)	0.5	
<u>2-5</u> 担い手確保・育成への取組み(若手・女性の継続雇用)	0.5	
<u>2-6</u> 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止の有無	0.0	
<u>2-7</u> 企業の地域精通度(同一管内実績)	1.0	
<u>2-8</u> 企業の地域貢献度(災害応援等実績)	1.0	
<u>2-9</u> 企業の地域貢献度(営業所の所在地)	2.0	
3 配置予定技術者の評価	15.0	
<u>3-1</u> 配置予定管理技術者の専門技術力(評価対象業務の最高点)	3.0	
<u>3-2</u> 配置予定管理技術者の技術力(優れた実績数)	3.0	
<u>3-3</u> 配置予定管理技術者の技術力(保有資格)	1.0	
<u>3-4</u> 配置予定管理技術者の技術力(継続教育)	1.0	
<u>3-5</u> 業務執行体(配置予定管理技術者の手持ち業務数)	2.0	
<u>3-6</u> 業務執行体制(若手又は助成の配置)	1.0	
<u>3-7</u> 配置予定管理技術者の地域精通度(同一管内実績)	1.0	
<u>3-8</u> 配置予定管理技術者の地域精通度(居住地)	2.0	
<u>3-9</u> 配置予定管理技術者のプロポーザルの取組	1.0	
合計	75.0	

(2) 業務提案の評価方法

募集提案（業務方針の所見）の評価方法については、次のとおりとする。

- 1) 委託業務共通仕様書、計画設計基準・設計指針、設計便覧、各種基準並びに法令に規定されている内容の提案については、評価対象外とする。
- 2) 農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）及び公共測量作業規程の作業項目で、当然行うこととなっている事項については、評価対象外とする。
- 3) 仮定に基づく提案内容の場合には、評価対象外とする。
- 4) 募集提案に対して未記入の場合には、当該提案は加点なしとする。
- 5) 提案可能項目数を超えて提案を行った場合には、当該提案は加点なしとする。

H30.4

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

4 技術評価項目及び配点

(1) 技術評価項目及び配点

技術評価項目及び配点については、表－2のとおりとする。

なお、囲み表記している番号（例えば、2-1 等）の評価項目は、「総合評価試行の手引き」と共通する評価項目及び評価基準である。

表－2 技術評価項目に関する評価基準

評価項目	配点	摘要
1 業務方針の所見	50.0	募集提案
1-1 地域との関わりに関する提案	15.0	最大提案数5
1-2 業務の遂行に関する提案	15.0	最大提案数5
1-3 特定のテーマに関する提案	20.0	最大提案数5
2 企業の評価	10.0	
<u>2-1</u> 企業の専門技術力(評価対象業務の優れた実績数)	2.0	
<u>2-2</u> 企業の技術力(平均点)	2.0	
<u>2-3</u> 担い手確保・育成への取組み(ワークライフバランス)	1.0	
<u>2-4</u> 担い手確保・育成への取組み(職業体験等)	0.5	
<u>2-5</u> 担い手確保・育成への取組み(若手・女性の継続雇用)	0.5	
<u>2-6</u> 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止の有無	－2.0	
<u>2-7</u> 企業の地域精通度(同一管内実績)	1.0	
<u>2-8</u> 企業の地域貢献度(災害応援等実績)	1.0	
<u>2-9</u> 企業の地域貢献度(営業所の所在地)	2.0	
3 配置予定技術者の評価	15.0	
<u>3-1</u> 配置予定管理技術者の専門技術力(評価対象業務の最高点)	3.0	
<u>3-2</u> 配置予定管理技術者の技術力(優れた実績数)	3.0	
<u>3-3</u> 配置予定管理技術者の技術力(保有資格)	1.0	
<u>3-4</u> 配置予定管理技術者の技術力(継続教育)	1.0	
<u>3-5</u> 業務執行体(配置予定管理技術者の手持ち業務数)	2.0	
<u>3-6</u> 業務執行体制(若手又は助成の配置)	1.0	
<u>3-7</u> 配置予定管理技術者の地域精通度(同一管内実績)	1.0	
<u>3-8</u> 配置予定管理技術者の地域精通度(居住地)	2.0	
<u>3-9</u> 配置予定管理技術者のプロポーザルの取組	1.0	
合計	75.0	

(2) 業務提案の評価方法

募集提案（業務方針の所見）の評価方法については、次のとおりとする。

- 1) 委託業務共通仕様書、計画設計基準・設計指針、設計便覧、各種基準並びに法令に規定されている内容の提案については、評価対象外とする。
- 2) 農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）及び公共測量作業規程の作業項目で、当然行うこととなっている事項については、評価対象外とする。
- 3) 仮定に基づく提案内容の場合には、評価対象外とする。
- 4) 募集提案に対して未記入の場合には、当該提案は加点なしとする。
- 5) 提案可能項目数を超えて提案を行った場合には、当該提案は加点なしとする。

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

5 技術資料の作成

(1) 入札参加時

入札参加時は、次の様式により提案書（各様式の添付書類を含む。以下同じ。）を作成し、提出するものとする。

☐ （提出様式1）	提案書の提出について	
☐ （提出様式2-1）	業務方針の所見（その1）	
☐ （提出様式2-2）	業務方針の所見（その2）	
☐ （提出様式2-3）	業務方針の所見（その3）	
☐ （NN様式1）	総合評価実施確認項目に係る自己評価申請書	
☐ （総合様式2）	企業の優れた業務実績及び企業の平均点	添付書類含む
☐ （総合様式3）	企業の雇用に対する姿勢等に関する評価	添付書類含む
☐ （総合様式4）	職業体験等受入実施証明書	添付書類含む
☐ （総合様式5）	企業の地域精進度・地域貢献度	添付書類含む
☐ （総合様式6）	配置予定管理技術者の評価対象業務の最高点及び優れた業務実績	添付書類含む
☐ （総合様式7）	配置予定管理技術者の技術力	添付書類含む
☐ （総合様式8）	業務執行体制・地域精進度	添付書類含む
☐ （NN様式2）	配置予定技術者のプロポーザルの実績	添付書類含む
☐ （総合様式9-1、9-2）	複数の配置予定技術者を申請する場合の評価に係る算定書	

提出用に作成した提案書は、公告文に定める提出方法、提出先、提出部数に従い、定められた提出期間内に提出するものとする。

(2) 記載内容に関する留意事項

実績確認項目（企業の技術力、配置予定技術者の技術力及び業務執行体制）は、全て必須項目であることに留意し、次の事項に基づき運用する。

1) 業務方針の所見

1-1 地域との関わりに関する提案	
①提出様式	（提案様式2-1） 業務方針の所見（その1）
②求める内容	地元土地改良区及び関係機関との関わりに関する提案
③提案項目数	最大5項目までとし、これを超える提案を行った場合は、本評価項目の配点は「0点」とする。また、提案がない場合も同様とする。
④その他	・提案は、1頁（フォントサイズ10.5ポイント以上、文字数は1000文字以内）とする ・説明のため、写真、図表等を用いてもよいが、頁内に収めること。 ・用いる文字は黒一色とし、複写しても内容が判明できること。 ・簡潔に記載し、特に強調したい箇所には下線を付けてもよい。 ・説明資料は添付しないこと。
1-2 業務の遂行に関する提案	
①提出様式	（提案様式2-2） 業務方針の所見（その2）
②求める内容	業務の遂行、人員体制、品質確保等に関する提案

H30.4

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

5 技術資料の作成

(1) 入札参加時

入札参加時は、次の様式により提案書（各様式の添付書類を含む。以下同じ。）を作成し、提出するものとする。

☐ （提出様式1）	提案書の提出について	
☐ （提出様式2-1）	業務方針の所見（その1）	
☐ （提出様式2-2）	業務方針の所見（その2）	
☐ （提出様式2-3）	業務方針の所見（その3）	
☐ （NN様式1）	総合評価実施確認項目に係る自己評価申請書	
☐ （総合様式2）	企業の優れた業務実績及び企業の平均点	添付書類含む
☐ （総合様式3）	企業の雇用に対する姿勢等に関する評価	添付書類含む
☐ （総合様式4）	職業体験等受入実施証明書	添付書類含む
☐ （総合様式5）	企業の地域精進度・地域貢献度	添付書類含む
☐ （総合様式6）	配置予定管理技術者の評価対象業務の最高点及び優れた業務実績	添付書類含む
☐ （総合様式7）	配置予定管理技術者の技術力	添付書類含む
☐ （総合様式8）	業務執行体制・地域精進度	添付書類含む
☐ （NN様式2）	配置予定技術者のプロポーザルの実績	添付書類含む
☐ （総合様式9）	複数の配置予定技術者を申請する場合の評価に係る算定書	

提出用に作成した提案書は、公告文に定める提出方法、提出先、提出部数に従い、定められた提出期間内に提出するものとする。

(2) 記載内容に関する留意事項

実績確認項目（企業の技術力、配置予定技術者の技術力及び業務執行体制）は、全て必須項目であることに留意し、次の事項に基づき運用する。

1) 業務方針の所見

1-1 地域との関わりに関する提案	
①提出様式	（提案様式2-1） 業務方針の所見（その1）
②求める内容	地元土地改良区及び関係機関との関わりに関する提案
③提案項目数	最大5項目までとし、これを超える提案を行った場合は、本評価項目の配点は「0点」とする。また、提案がない場合も同様とする。
④その他	・提案は、1頁（フォントサイズ10.5ポイント以上、文字数は1000文字以内）とする ・説明のため、写真、図表等を用いてもよいが、頁内に収めること。 ・用いる文字は黒一色とし、複写しても内容が判明できること。 ・簡潔に記載し、特に強調したい箇所には下線を付けてもよい。 ・説明資料は添付しないこと。
1-2 業務の遂行に関する提案	
①提出様式	（提案様式2-2） 業務方針の所見（その2）
②求める内容	業務の遂行、人員体制、品質確保等に関する提案
③提案項目数	最大5項目までとし、これを超える提案を行った場合は、本評価項目の

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

(2) 企業の評価 [10点]

2-1 企業の専門技術力（評価対象業務の優れた実績数） [2点]

評価項目	
企業が有する過去3年間の秋田県発注業務における評価対象業務の優れた実績の件数を評価	
評価基準	配点
a. 3件以上	2. 0点
b. 2件	1. 0点
c. 1件	0. 5点
d. 無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。
例) H29. 5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価
H29. 6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価
- ②秋田県における評価対象業務の実績が少ないと発注者が判断する場合は「過去3年間」を拡大することができるものとし、公告文で明示する。
- ③「優れた実績」とは、評価対象業務で秋田県(発注部局は問わない)から通知された成績評定点80点以上の業務とする。
- ④「評価対象業務」とは、公告文で明示する。
- ⑤発注者の必要に応じて規模や事業特性などの要件設定も可能とする。
- ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする。(出資比率は問わない。)
- ⑦共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員の実績合計を評価の対象とする。
- ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式2の「企業の評価対象業務の優れた実績」に必要事項を記載する。
記載する実績は、自己評価点を証明できる分で良く全ての実績を記載する必要はない。
- ②TECRISに登録された業務実績を記載した場合、添付書類は不要とする。
ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。
- ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し、業務内容が分かる資料（契約書添付の金抜き設計書など）及び「業務完了年月日」が分かる資料（検査結果通知書など）を添付すること（契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない）。
また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。
- ④共同企業体の構成員として完成させた業務を記載する場合、構成員であることを証明する資料（業務名及び構成員の商号が記載された契約書の写しなど）を添付すること。
- ⑤合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
- ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認す

H30.4

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

(2) 企業の評価 [10点]

2-1 企業の専門技術力（評価対象業務の優れた実績数） [2点]

評価項目	
企業が有する過去3年間の秋田県発注業務における評価対象業務の優れた実績の件数を評価	
評価基準	配点
a. 3件以上	2. 0点
b. 2件	1. 0点
c. 1件	0. 5点
d. 無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。
例) H29. 5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価
H29. 6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価
- ②秋田県における評価対象業務の実績が少ないと発注者が判断する場合は「過去3年間」を拡大することができるものとし、公告文で明示する。
- ③「優れた実績」とは、評価対象業務で秋田県(発注部局は問わない)から通知された成績評定点80点以上の業務とする。
- ④「評価対象業務」とは、公告文で明示する。
- ⑤発注者の必要に応じて規模や事業特性などの要件設定も可能とする。
- ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする。(出資比率は問わない。)
- ⑦共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員の実績合計を評価の対象とする。
- ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式2の「企業の評価対象業務の優れた実績」に必要事項を記載する。
記載する実績は、自己評価点を証明できる分で良く、全ての実績を記載する必要はない。
- ②TECRISに登録された業務実績を記載した場合、添付書類は不要とする。
ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。
- ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し及びその業務内容が分かる資料(契約書添付の金抜き設計書など)を添付すること。
また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。
- ④合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
- ⑤その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

ること。

2-2 企業の技術力（平均点） [2点]

評価項目	
過去3年間に秋田県（発注部局は問わない）から当該企業に通知された土木コンサル業務の評定全ての平均値を評価	
評価基準	配点
a. 85点以上	2. 0点
b. 84点以上85点未満	1. 5点
c. 83点以上84点未満	1. 25点
d. 82点以上83点未満	1. 0点
e. 81点以上82点未満	0. 75点
f. 80点以上81点未満	0. 5点
g. 65点未満	－1. 0点
h. 上記以外（実績無しを含む）	0点

◆評価に関する運用事項

①成績評定点の平均点は小数点以下第2位切り捨てとする。

②「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。
例) H29. 5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価
H29. 6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価

③「土木コンサル業務」とは「土木関係建設コンサルタント業務」を対象とし、成績評定区分が「概略設計」、「予備設計」、「詳細設計」、「単純調査等業務」であるもの全てを対象とする（発注部局も問わない）。
※「成績評定区分」は企業に通知される「委託業務成績評定通知書」の「項目別評定点」の表左上に記載されているほか、毎年度6月に公表・閲覧される「委託業務成績評定結果」の「種別」に記載されている。

④共同企業体の構成員としての実績も含む（出資比率は問わない）。

⑤共同企業体の結成を要件とする場合、対象とする期間内における代表者及び構成員の土木コンサル業務評定点の総和を土木コンサル業務件数の合計で除した値とする（構成員それぞれの平均点の平均ではない）。

⑥企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。

◆技術資料作成時の留意事項

①総合様式2の「企業の成績評定（土木コンサル業務）平均値」に自己評価の評定平均値（小数点以下第2位切り捨て）のみを記載すれば良く、添付資料は不要とする。

②評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

③その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

2-3 担い手確保・育成への取組み（ライフワークバランス） [1点]

評価項目
技術資料提出期限日までに、次のいずれかの認定、表彰等がある場合に評価

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

2-2 企業の技術力（平均点） [2点]

評価項目	
過去3年間に秋田県（発注部局は問わない）から当該企業に通知された土木コンサル業務の評定全ての平均値を評価	
評価基準	配点
a. 85点以上	2. 0点
b. 84点以上85点未満	1. 5点
c. 83点以上84点未満	1. 25点
d. 82点以上83点未満	1. 0点
e. 81点以上82点未満	0. 75点
f. 80点以上81点未満	0. 5点
g. 65点未満	－1. 0点
h. 上記以外（実績無しを含む）	0点

◆評価に関する運用事項

①成績評定点の平均点は小数点以下第2位切り捨てとする。

②「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。
例) H29. 5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価
H29. 6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価

③「土木コンサル業務」とは「土木関係建設コンサルタント業務」を対象とし、成績評定区分が「概略設計」、「予備設計」、「詳細設計」、「単純調査等業務」であるもの全てを対象とする（発注部局も問わない）。
※「成績評定区分」は企業に通知される「委託業務成績評定通知書」の「項目別評定点」の表左上に記載されているほか、毎年度6月に公表・閲覧される「委託業務成績評定結果」の「種別」に記載されている。

④共同企業体の構成員としての実績も含む（出資比率は問わない）。

⑤共同企業体の結成を要件とする場合、対象とする期間内における代表者及び構成員の土木コンサル業務評定点の総和を土木コンサル業務件数の合計で除した値とする（構成員それぞれの平均点の平均ではない）。

⑥企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。

◆技術資料作成時の留意事項

①総合様式2の「企業の成績評定（土木コンサル業務）平均値」に自己評価の評定平均値（小数点以下第2位切り捨て）のみを記載すれば良く、添付資料は不要とする。

②評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

③その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

- 13 -

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

・秋田県男女イキイキ職場宣言

・秋田県男女共同参画社会づくり表彰

・秋田県子ども・子育て支援知事表彰

・秋田県女性の活躍推進企業表彰

・ベビーウェーブ・アクション会長表彰

・えるぼし認定

・くるみん認定

・ユースエール認定

評価基準	配点
a. いずれか2つ以上の認定等有り	1. 0点
b. いずれか1つの認定等有り	0. 5点
c. 認定等が無い	0点

◆評価に関する運用事項

①ユースエール認定は技術資料提出期限日時点で有効であること。

②ユースエール認定については、添付資料のほか、発注者において、厚生労働省のホームページにおいて、技術資料提出期限日時点で有効な認定であることを確認する。
(ユースエール認定の確認)
<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/search.action>

③共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。

④企業が合併している場合は、合併前の企業の実績については評価対象外とする。

◆技術資料作成時の留意事項

①総合様式3の「ワークライフバランス企業認定等の有無」に認定等を受けた年月日を種類毎に記載する。

②協定書、表彰状、認定証などの写しを添付すること。

③その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

2-4 担い手確保・育成への取組み（職業体験等） [0. 5点]

評価項目	
過去1年間の職業体験等の受け入れ実績（秋田県内の営業所での受け入れ実績に限る）の有無	
評価基準	配点
a. 職業体験等の実績有り	0. 5点
b. 実績なし	0点

◆評価に関する運用事項

①「過去1年間」とは直前1ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、職業体験等の実施期間が左記期間内であれば評価の対象とする（初日または最終日が前年度及び技術資料提出期限の日までにあれば可）。

②「職業体験等」とは、インターンシップ（就業予定者の研修受入は除く）のほか、小学生以上の児童・生徒を対象に行われる職業体験・職場見学とする。

③企業が主体的に企画したもの、学校や協会等を通じて依頼を受けたもののいずれも評価する。

H30. 4

- 14 -

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

2-3 担い手確保・育成への取組み（ライフワークバランス） [1点]

評価項目
技術資料提出期限日までに、次のいずれかの認定、表彰等がある場合に評価
・秋田県男女イキイキ職場宣言
・秋田県男女共同参画社会づくり表彰
・秋田県子ども・子育て支援知事表彰
・秋田県女性の活躍推進企業表彰
・えるぼし認定
・くるみん認定
・ユースエール認定

評価基準	配点
a. いずれか2つ以上の認定等有り	1. 0点
b. いずれか1つの認定等有り	0. 5点
c. 認定等が無い	0点

◆評価に関する運用事項

①ユースエール認定は技術資料提出期限日時点で有効であること。

②ユースエール認定については、添付資料のほか、発注者において、厚生労働省のホームページにおいて、技術資料提出期限日時点で有効な認定であることを確認する。
(ユースエール認定の確認)
<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/search.action>

③共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。

④企業が合併している場合は、合併前の企業の実績については評価対象外とする。

◆技術資料作成時の留意事項

①総合様式3の「ワークライフバランス企業認定等の有無」に認定等を受けた年月日を種類毎に記載する。

②協定書、表彰状、認定証などの写しを添付すること。

③その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

2-4 担い手確保・育成への取組み（職業体験等） [0. 5点]

評価項目	
過去1年間の職業体験等の受け入れ実績（秋田県内の営業所での受け入れ実績に限る）の有無	
評価基準	配点
a. 職業体験等の実績有り	0. 5点
b. 実績なし	0点

◆評価に関する運用事項

①「過去1年間」とは直前1ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、職業体験等の実施期間が左記期間内であれば評価の対象とする（初日または最終日が前年度及び技術資料提出期限の日までにあれば可）。

②「職業体験等」とは、インターンシップ（就業予定者の研修受入は除く）のほか、小学生

- 14 -

2-4 担い手確保・育成への取組み（職業体験等） [0. 5点]

評価項目	
過去1年間の職業体験等の受け入れ実績（秋田県内の営業所での受け入れ実績に限る）の有無	
評価基準	配点
a. 職業体験等の実績有り	0. 5点
b. 実績なし	0点

◆評価に関する運用事項
①「過去1年間」とは直前1ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、職業体験等の実施期間が左記期間内であれば評価の対象とする（初日または最終日が前年度及び技術資料提出期限の日までにあれば可）。
②「職業体験等」とは、インターンシップ（就業予定者の研修受入は除く）のほか、小学生以上の児童・生徒を対象に行われる職業体験・職場見学とする。
③企業が主体的に企画したもの、学校や協会等を通じて依頼を受けたもののいずれも評価する。

新

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

④共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。

⑤企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。

◆技術資料作成時の留意事項

①総合様式3の「過去1年間の職業体験等の受入実績」欄に必要事項を記載する。

②総合様式4「職業体験等受入実施証明書」の写しと内容が具体的に確認できる資料（職業体験のプログラム、実施場所・作業内容が分かる資料、写真など）を添付すること。

③合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。

④その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

2-5 担い手確保・育成への取組み（若手・女性の継続雇用）

[0. 5 点]

評価項目	
秋田県内に居住する若手技術者又は女性技術者の3年以上継続雇用の有無	
評価基準	配点
a. 秋田県居住の若手又は女性の技術者を継続雇用	0. 5 点
b. 上記以外	0 点

◆評価に関する運用事項

①「秋田県内に居住する」とは、技術資料提出期限日以前に3ヶ月以上秋田県内に居住していることをいう。

②「3年以上継続雇用」とは、技術資料提出期限日時点で満3年以上の継続雇用をいう

③「若手」とは、満40歳の誕生日が技術資料提出期限日の2日後以降の者とする(「年齢計算ニ関スル法律」に基づく)。

評価例)

技術資料提出期限日	40歳の誕生日	評価
H29. 5. 1	H29. 5. 3	若手である
H29. 5. 1	H29. 5. 2	若手でない

④「技術者」とは、技術資料提出期限日までに以下の資格のいずれかを保有している者とする。

・技術士、技術士同等、技術士補(いずれも部門を問わない)

・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧に記載された資格のいずれか

・農業土木技術管理士

・畑地かんがい技士

・林業技士

・RCCM(部門を問わない)

・土木学会認定土木技術者(階層、分野を問わない)

⑤共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。

⑥企業が合併している場合、雇用保険資格喪失確認通知書と雇用保険被保険者資格取得確認等通知書など、公的な書類により雇用の継続性を証明できれば評価する。

旧

土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】

以上の児童・生徒を対象に行われる職業体験・職場見学とする。

③企業が主体的に企画したもの、学校や協会等を通じて依頼を受けたもののいずれも評価する。

④共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。

⑤企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。

◆技術資料作成時の留意事項

①総合様式3の「過去1年間の職業体験等の受入実績」欄に必要事項を記載する。

②総合様式4「職業体験等受入実施証明書」の写しと内容が具体的に確認できる資料（職業体験のプログラム、実施場所・作業内容が分かる資料、写真など）を添付すること。

③合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。

④その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

2-5 担い手確保・育成への取組み（若手・女性の継続雇用）

[0. 5 点]

評価項目	
秋田県内に居住する若手技術者又は女性技術者の3年以上継続雇用の有無	
評価基準	配点
a. 秋田県居住の若手又は女性の技術者を継続雇用	0. 5 点
b. 上記以外	0 点

◆評価に関する運用事項

①「秋田県内に居住する」とは、技術資料提出期限日以前に3ヶ月以上秋田県内に居住していることをいう。

②「3年以上継続雇用」とは、技術資料提出期限日時点で満3年以上の継続雇用をいう

③「若手」とは、満40歳の誕生日が技術資料提出期限日の2日後以降の者とする(「年齢計算ニ関スル法律」に基づく)。

評価例)

技術資料提出期限日	40歳の誕生日	評価
H29. 5. 1	H29. 5. 3	若手である
H29. 5. 1	H29. 5. 2	若手でない

④「技術者」とは、技術資料提出期限日までに以下の資格のいずれかを保有している者とする。

・技術士、技術士同等、技術士補(いずれも部門を問わない)

・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧に記載された資格のいずれか

・農業土木技術管理士

・畑地かんがい技士

・林業技士

・RCCM(部門を問わない)

・土木学会認定土木技術者(階層、分野を問わない)

- 15 -

- 15 -

新	旧																								
土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式3の「若手技術者・女性技術者の継続雇用」欄に必要事項を記載する。 ②3ヶ月以上の県内居住を確認するため、技術資料提出期限日から3ヶ月以内に発行された住民票の写しを添付すること。 ③資格を保有していることを証明する書類の写し(資格者証、登録証、登録証明書等の写し)を添付すること。 ④継続雇用を証明する書類として、健康保険被保険者証等の写し及び直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写しを添付すること。 ⑤上記②～④の書類は、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱第7条に規定される「確認申請書等」(以下「入札参加資格確認申請書類」という。))において提出される場合にあっては、添付を省略することができる。 ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。 2-6 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止の有無 【－2点】 <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去1年間に秋田県から通知された「低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について」(以下、「警告通知」という。))、「指名差し控え」、「指名停止」の有無</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 措置無し</td><td>0点</td></tr><tr><td>b. 警告通知有り</td><td>－1. 0点</td></tr><tr><td>c. 指名差し控え又は指名停止有り</td><td>－2. 0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①平成29年5月1日以降の「警告通知」、「指名差し控え」、「指名停止」を対象とする。 ②「過去1年間」とは、直前1ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に通知された警告等を対象とする(低入受注等の契約年月日ではなく、各措置の通知日で判断)。 ③対象期間に「警告通知」と「指名差し控え又は指名停止」の両方の措置を受けている場合は、「指名差し控え又は指名停止」を評価する。 ④共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員のいずれの措置も対象とする。 ⑤企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業が受けていた措置も対象とする。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式3の「過去1年間の警告、指名差し控え、指名停止の有無」欄に通知年月日を記載する。 ②発注者側で確認するため、添付書類は不要とする。 ③評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ④その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。	評価項目		過去1年間に秋田県から通知された「低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について」(以下、「警告通知」という。))、「指名差し控え」、「指名停止」の有無		評価基準	配点	a. 措置無し	0点	b. 警告通知有り	－1. 0点	c. 指名差し控え又は指名停止有り	－2. 0点	土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 ⑤共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。 ⑥企業が合併している場合、雇用保険資格喪失確認通知書と雇用保険被保険者資格取得確認等通知書など、公的な書類により雇用の継続性を証明できれば評価する。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式3の「若手技術者・女性技術者の継続雇用」欄に必要事項を記載する。 ②3ヶ月以上の県内居住を確認するため、技術資料提出期限日から3ヶ月以内に発行された住民票の写しを添付すること。 ③資格を保有していることを証明する書類の写し(資格者証、登録証、登録証明書等の写し)を添付すること。 ④継続雇用を証明する書類として、健康保険被保険者証等の写し及び直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写しを添付すること。 ⑤上記②～④の書類は、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱第7条に規定される「確認申請書等」(以下「入札参加資格確認申請書類」という。))において提出される場合にあっては、添付を省略することができる。 ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。 2-6 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止の有無 【－2点】 <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去1年間に秋田県から通知された「低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について」(以下、「警告通知」という。))、「指名差し控え」、「指名停止」の有無</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 措置無し</td><td>0点</td></tr><tr><td>b. 警告通知有り</td><td>－1. 0点</td></tr><tr><td>c. 指名差し控え又は指名停止有り</td><td>－2. 0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①平成29年5月1日以降の「警告通知」、「指名差し控え」、「指名停止」を対象とする。 ②「過去1年間」とは、直前1ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に通知された警告等を対象とする(低入受注等の契約年月日ではなく、各措置の通知日で判断)。 ③対象期間に「警告通知」と「指名差し控え又は指名停止」の両方の措置を受けている場合は、「指名差し控え又は指名停止」を評価する。 ④共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員のいずれの措置も対象とする。 ⑤企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業が受けていた措置も対象とする。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式3の「過去1年間の警告、指名差し控え、指名停止の有無」欄に通知年月日を記載する。 ②発注者側で確認するため、添付書類は不要とする。 ③評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。	評価項目		過去1年間に秋田県から通知された「低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について」(以下、「警告通知」という。))、「指名差し控え」、「指名停止」の有無		評価基準	配点	a. 措置無し	0点	b. 警告通知有り	－1. 0点	c. 指名差し控え又は指名停止有り	－2. 0点
評価項目																									
過去1年間に秋田県から通知された「低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について」(以下、「警告通知」という。))、「指名差し控え」、「指名停止」の有無																									
評価基準	配点																								
a. 措置無し	0点																								
b. 警告通知有り	－1. 0点																								
c. 指名差し控え又は指名停止有り	－2. 0点																								
評価項目																									
過去1年間に秋田県から通知された「低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について」(以下、「警告通知」という。))、「指名差し控え」、「指名停止」の有無																									
評価基準	配点																								
a. 措置無し	0点																								
b. 警告通知有り	－1. 0点																								
c. 指名差し控え又は指名停止有り	－2. 0点																								

新	旧																				
土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】																					
2-7 企業の地域精進度（同一管内実績） [1点] <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 同一管内での業務実績有り</td><td>1. 0点</td></tr><tr><td>b. 無し</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去3年間」とは、直前3ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に完了した業務実績を評価する。 ②秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱に規定する建設コンサルタント業務等に類する業務を評価する（業務内容は問わない）。 ③国（独立行政法人・事業団を含む）、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）、地方公共団体及び秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務を評価する。 ④評価対象の管内は公告文で明示する（発注業務が複数の管内にまたがる場合には、主たる管内を発注者が定め、公告文に明示する）。 ⑤評価対象管内の対象となる市町村はそれぞれ以下のとおりとする。 鹿角 管内：鹿角市、小坂町 北秋田管内：大館市、北秋田市、上小阿仁村 山本 管内：能代市、藤里町、三種町、八峰町 秋田 管内：秋田市、男鹿市、湯上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村 由利 管内：由利本荘市、にかほ市 仙北 管内：大仙市、仙北市、美郷町 平鹿 管内：横手市 雄勝 管内：湯沢市、羽後町、東成瀬村 ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする（出資比率は問わない）。 ⑦共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。 ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式2の「企業の評価対象業務の優れた実績」に必要事項を記載する。 記載する実績は、自己評価点を証明できる分で良く全ての実績を記載する必要はない。 ②TECRISに登録された業務実績を記載した場合、添付書類は不要とする。 ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し、業務内容が分かる資料（契約書添付の金抜き設計書など）及び「業務完了年月日」が分かる資料（検査結果通知書など）を添付すること（契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない）。 また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。 ④共同企業体の構成員として完成させた業務を記載する場合、構成員であることを証明する資料（業務名及び構成員の商号が記載された契約書の写しなど）を	評価項目		過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無		評価基準	配点	a. 同一管内での業務実績有り	1. 0点	b. 無し	0点	土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 ④その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。 2-7 企業の地域精進度（同一管内実績） [1点] <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 同一管内での業務実績有り</td><td>1. 0点</td></tr><tr><td>b. 無し</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去3年間」とは、直前3ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に完了した業務実績を評価する。 ②秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱に規定する建設コンサルタント業務等に類する業務を評価する（業務内容は問わない）。 ③国（独立行政法人・事業団を含む）、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）、地方公共団体及び秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務を評価する。 ④評価対象の管内は公告文で明示する（発注業務が複数の管内にまたがる場合には、主たる管内を発注者が定め、公告文に明示する）。 ⑤評価対象管内の対象となる市町村はそれぞれ以下のとおりとする。 鹿角 管内：鹿角市、小坂町 北秋田管内：大館市、北秋田市、上小阿仁村 山本 管内：能代市、藤里町、三種町、八峰町 秋田 管内：秋田市、男鹿市、湯上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村 由利 管内：由利本荘市、にかほ市 仙北 管内：大仙市、仙北市、美郷町 平鹿 管内：横手市 雄勝 管内：湯沢市、羽後町、東成瀬村 ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする（出資比率は問わない）。 ⑦共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。 ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式5の「企業の同一管内における業務実績」欄に必要事項を記載する。 ②TECRISに登録された業務実績を記載した場合、添付書類不要とする。 ③TECRISに登録されていない業務実績を記載した場合、契約書の写しなど「発注機関」や「業務位置」、「業務内容」が分かる書類のほか、検査結果通知書など「業務完了年月日」が分かる書類を添付すること（契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない）。 ④総合様式5に記載した業務の業務位置が複数の管内にまたがる場合、評価対象管内が含まれることを確認できる書類を添付すること。 ⑤合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名が	評価項目		過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無		評価基準	配点	a. 同一管内での業務実績有り	1. 0点	b. 無し	0点
評価項目																					
過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無																					
評価基準	配点																				
a. 同一管内での業務実績有り	1. 0点																				
b. 無し	0点																				
評価項目																					
過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無																					
評価基準	配点																				
a. 同一管内での業務実績有り	1. 0点																				
b. 無し	0点																				

新	旧																				
土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 添付すること。 ⑤合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。 2-8 企業の地域貢献度（災害応援等実績） [1点] <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去10年間の秋田県との災害協定等に基づく活動の有無</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 活動実績有り</td><td>1. 0点</td></tr><tr><td>b. 活動実績無し</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去10年間」とは、直前10ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間に災害協定等に基づく活動実績のある企業を評価する。 ②「災害協定等に基づく活動」とは、以下のものとする。 ・秋田県と締結した災害時の応援活動等に関する諸協定に基づく業務実績。 ・秋田県と契約した「構造物設計計画・照査技術アドバイザー業務委託」又は「地質・地盤挙動解析技術アドバイザー業務委託」(以下「技術アドバイザー業務」という。)の契約実績。 ・秋田県農村災害支援協議会から斡旋された業務実績。 ③企業としての活動を評価し、活動の内容は問わない(測量業務や地質調査業務でも可)。 ④評価対象期間内に、応援活動する者等として特定された実績を評価の対象とする。 ⑤共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。 ⑥企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式5の「過去10年間の災害協定に基づく活動実績」に選定通知等の年月日(技術アドバイザー業務の実績の場合は当初契約年月日)を記載する。 ②応援業務実施者選定通知(発注者等の押印があるもの)の写しなど、協定等に基づき活動した企業であることが証明できる書類を添付すること(技術アドバイザー業務の実績を申請する場合は添付書類不要とする)。 ③上記の書類など、協定等に基づき活動した企業であることを証明できる書類がない場合は、評価できない(技術アドバイザー業務のみ証明書類不要)。 ④合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ⑤その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。	評価項目		過去10年間の秋田県との災害協定等に基づく活動の有無		評価基準	配点	a. 活動実績有り	1. 0点	b. 活動実績無し	0点	土木関係コンサルタント業務【総合評価(業務方針提案型)】 わかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。 2-8 企業の地域貢献度（災害応援等実績） [1点] <table><tr><th colspan="2">評価項目</th></tr><tr><td colspan="2">過去10年間の秋田県との災害協定等に基づく活動の有無</td></tr><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>a. 活動実績有り</td><td>1. 0点</td></tr><tr><td>b. 活動実績無し</td><td>0点</td></tr></table> ◆評価に関する運用事項 ①「過去10年間」とは、直前10ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間に災害協定等に基づく活動実績のある企業を評価する。 ②「災害協定等に基づく活動」とは、以下のものとする。 ・秋田県と締結した災害時の応援活動等に関する諸協定に基づく業務実績。 ・秋田県と契約した「構造物設計計画・照査技術アドバイザー業務委託」及び「地質・地盤挙動解析技術アドバイザー業務委託」(以下「技術アドバイザー業務」という。)の契約実績。 ・秋田県農村災害支援協議会から斡旋された業務実績。 ③企業としての活動を評価し、活動の内容は問わない(測量業務や地質調査業務でも可)。 ④評価対象期間内に、応援活動する者等として特定された実績を評価の対象とする。 ⑤共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。 ⑥企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。 ◆技術資料作成時の留意事項 ①総合様式5の「過去10年間の災害協定に基づく活動実績」に選定通知等の年月日(技術アドバイザー業務の実績の場合は当初契約年月日)を記載する。 ②応援業務実施者選定通知(発注者等の押印があるもの)の写しなど、協定等に基づき活動した企業であることが証明できる書類を添付すること(技術アドバイザー業務の実績を申請する場合は添付書類不要とする)。 ③上記の書類など、協定等に基づき活動した企業であることを証明できる書類がない場合は、評価できない(技術アドバイザー業務のみ証明書類不要)。 ④合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。 ⑤その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。	評価項目		過去10年間の秋田県との災害協定等に基づく活動の有無		評価基準	配点	a. 活動実績有り	1. 0点	b. 活動実績無し	0点
評価項目																					
過去10年間の秋田県との災害協定等に基づく活動の有無																					
評価基準	配点																				
a. 活動実績有り	1. 0点																				
b. 活動実績無し	0点																				
評価項目																					
過去10年間の秋田県との災害協定等に基づく活動の有無																					
評価基準	配点																				
a. 活動実績有り	1. 0点																				
b. 活動実績無し	0点																				